

| | |
|------------------|---|
| Title | 世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について：砂糖トラスト判決を中心に |
| Sub Title | The rise of the trusts in America at the turn of the century shown by the sugar trust decision |
| Author | 山口, 房司(Yamaguchi, Fusashi) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1993 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.63, No.1/2 (1993. 8) ,p.1- 29 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

世紀轉換期アメリカにおける独占の台頭について

——砂糖トラスト判決を中心に——

山口房司

(一) はじめに

市場の独占的支配を獲得しようとの努力は、大なり小なり文明の殆んどすべての時期にみられた。そのような試みに対応する法律の存在そのものがこの事実を証拠づけている。その意味においては、独占の問題は特異なテーマではないとも言える。それにも拘らず世紀轉換期合衆国における独占と、それへの反独占運動の高まりが、独り合衆国のみならず世界史上において特記されるのは何故か。この国の独占問題が世界的な影響力を持ったということ、それが各国の関心を呼んだということ——それはたとえば第二次大戦後、我が国がシャーマン反トラスト法を「母法」として独占禁止法を制定し、各界がこの法を鋭意研究、参考にしたことに如実に表れている。^①

トラスト問題を世界ではなく特殊アメリカ史の文脈に乗せて考察する時、それは経済、政治両域における大問題に留まらず、合衆国の国体自身が問われたことに止目すべきである。シャーマン反トラスト法適用第一号のE・C・ナイト事件^②において、合衆国最高裁長官M・W・フラーがその判決文を合衆国の二元的連邦主義から説きおこしたのがその何よりの証拠であり、これへの法曹界、史家の批判も、最高裁は州の権威も連邦の権限も及ばない“no man's land”もしくは“Twilight Zone”つまり一種の真空地帯を作出して、独占の形成に加速を与えたか否かを問題にしたことにもみられよう。

独占が呼び覚ました二元的連邦主義論は司法部門においては次のような形で表れた。トラストに対して一般的に厳しい判決を下した各州裁判所での訴訟を避けて、ビジ

ネスはより好意的な判示を得られる連邦裁への提訴を選んだ。所謂「法廷地フォーラム・ショッピングあさり」がそれであつて、連邦裁はしばしば州裁の判決や州法を無視した。この深刻な問題は当時少なくとも三人の憲政史家の関心を集めた。M・B・ホーンブラウア「連邦判決と州判決との間の抵触」、二年後に全く同じタイトルで *American Law Review* に掲載されたJ・B・ハイスケル論文、今世紀初頭のH・M・ミルズ「連邦裁判所は州法を無視して当然か？」の著がそれらである。⁽³⁾より最近ではE・S・コーウイン「反トラスト諸法と合衆国憲法」、C・W・マカーディ「アメリカ法と大企業の市場構造、一八七五—一八九〇年」、T・A・フライア「連邦裁判所、地方主義、全国的経済、一八六五—一九〇〇年」、J・J・パーカー「二元的主権と連邦裁判所」がある。⁽⁴⁾

合衆国は管轄権から見て二つの政治機構を有する独特な国家である。この両政府は共存的であり、且つ或る程度まで同格の主権体でもあるということが、司法部門にも困惑的とでも形容すべき特長を与えている。同一領土において夫々はつきりとした統治権を代表する二機関を持つこの国は、各々が殆んど事件において同格の権限を持ちながら、双方とも他者に責任を負わず、或いは時

として様々な事件に関し、いずれが優越性を保持するか必ずしも分明でない二種の裁判所を設けている。このような状況はたとえ二種の裁判所が同一の権威に従うと約し、或いは両者が互いに調和するよう努めるのが至高の任務である旨確言したとしても、十分に奇妙であると言える。ただ同一地域に所在し、同一の人物を裁きながら、基本的問題について意見を異にするのはむしろ「不可譲の権利」であるとその主権の独立性を強調するのは明らかに行き過ぎであろう。

連邦裁と州裁との関係という全般の問題について、両者が協同的或いは逆に対立状況に落入る場合を想定すれば、およそ次の四点に集約することができる。(1)合衆国憲法、連邦法、合衆国が結んだ条約から発する諸問題、(2)憲法或いは州法の解釈に絡んだ諸問題、(3)不動産もしくは動産に関する諸問題、(4)一般的商事法ジェネラル・コマーシャル・ローについての諸問題。⁽⁵⁾

第一の問題については州裁は連邦裁に服すること、州裁は連邦最高裁への上訴権を通じて「直接的に」連邦裁に服している。第二の領域における諸問題については、連邦裁は「一般的に」州裁の決定に従ってきたが、連邦最高裁はしばしば州裁の判決に「縛られる」ことを拒否

し、「真理、公正及び法を犠牲にする」よりはむしろ件の州裁判決を無視する自由があると主張した。⁽⁶⁾ (3)及び(4)については後述するが、大企業の出現に伴って増加の一途を辿るこれら両域(契約の自由についての解釈、巨額にのぼる金銭の商業上の処理、取引に関する事件)に関しては、最高裁は繰返し州裁の権威から独立的であると主張した。それは公式には一九三八年判決まで破棄されることのなかった重大なスイフト対タイソン判決に明確に示された。⁽⁷⁾ 即ち「地方的な」州法と、統一的「一般的な」商事法との相違を述べることによって、州ごとに法が異なることに伴う不都合を解消し、統一的な判例法を發展させようとした連邦裁の試みが却って、原告が有利な法の適用を求めて連邦裁(逆に州裁)を選んで訴訟するという「法廷地あさり」を助長した。まさに二元的連邦国家にあって同一地域をその管轄下におきながら、「二つの独立した、同格の権限を有する裁判制度」の故に混乱を招き、意図はともかく結果として連邦最高裁は独占の助長に手を貸すことになる領域を創出した。この事実が「所謂文明社会において、同一の事実の状態を街路の片側の裁判所が原告に有利に、他の側の裁判所が被告に有利にと判示したらどうなるか……そしてこの判決

世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について

の抵触はこれを融和・仲裁しうる第三の法廷を持たないが故に、永遠に放置されるであろう」との深い危惧を生んだ。トラスト側はこの法廷地あさりを利(悪)用することによって急速な成長をえた。

トラスト問題が憲法の出動を求め、連邦最高裁への批判をまきおこしたのは、右に述べた国体論争の分野だけではない。それは例えば特に一九六〇年代「市民的自由」に対する連邦最高裁の姿勢が問われたのと同じ厳しさで、世紀転換期にあってはビジネスの「経済的自由」を該機関がどう解釈したのかをめぐって激しい論議が展開された。即ち六〇年代には最高裁が権利章典や修正第一四条を市民的自由高揚のために、それらをどれ程活用的に解釈したか否かを問われたに対し、一九世紀末にあっては修正第五、同一四條にいう自由、憲法第八條(連邦議会の権限)⁽⁸⁾の通商条項^{コマーシブル・クロウズ}をどう解釈したかが問われた。

このように時代につれ、使用された武器は異なりはするが、合衆国人民が何を求め、その達成もしくは阻止に当って、合衆国の権力三部門が、契約・自由・私的財産権等——つまりアメリカの価値体系の基幹をなす諸価値——をめぐり、同時に常に国体を問い続けてきたという

点は些さかも変化がない。本稿は右の視座から、世紀転換期の独占問題を考察しようとして試みるものである。

注

- (1) 拙稿「経済憲法、シャーマン反トラスト法制定意図とその背景——世紀転換期トラスト問題の理解に向けて」山口大学文学会誌第四二卷（一九九一年十二月）参照。
- (2) *United States v. E. C. Knight Company*, 156 U. S. 1 (1895).
- (3) William B. Hornblower, "Conflict between Federal and State Decisions," 14 *American Law Review* (1880), 211—228; J. B. Heiskell, "Conflict between Federal and State Decisions," 16 *American Law Review* (1882), 743—760; Henry M. Mills, "Should Federal Courts Ignore State Laws?" 34 *American Law Review* (1900), 51—69, 但このイヌケル論文は技術論に偏する傾向に過ぎず、史家にとつての有用性は前者に劣る。
- (4) Edward S. Corwin, "The Anti-Trust Acts and the Constitution," 18 *Virginia Law Review* (1932), 355—378; Charles W. McCurdy, "American Law and the Marketing Structure of the Large Corporation, 1875—1890", 38 *Journal of Economic History* (1978), 631—649; Tony A. Freyer, "The Federal Courts, Localism, and the National Economy, 1865—1900," 53 *Business History Review* (1979), 343—363; John J. Parker, "Dual Sovereignty and the Federal Courts," 51 *Northwestern University Law Review* (1956), 407—423.

(5) Hornblower, op. cit., p. 211. 塚本重頼・長内了著「註解アメリカ憲法」(一九八三年)、第三章(司法部第二条第一項を指す、一二〇頁)。因みに第二条は「連邦裁判所の管轄権」についての規定である。第一項についての解説は一二二—一二六頁をみよ。

(6) Hornblower, op. cit., p. 212. 傍点原著者。

(7) *Swift v. Tyson*, 41 (16Pet.) U. S. 1 (1842); Hornblower, op. cit., p. 222; A. T. Mason, W. M. Bearey, and D. G. Stephenson, Jr., *American Constitutional Law. Introductory Essays and Selected Cases* (1983), p. 19; Mills, op. cit., p. 54; *Black's Law Dictionary* (1979), p. 1299. 田中英夫「英米法辞典」(一九九一年) 八三五—八三六頁。

(8) Joe A. Fisher, "The Knight Case Revisited," 35 *Historian* (1973), p. 365.

(二) 砂糖トラスト事件

世紀転換期アメリカは急速且つ大規模な企業統合の時代として把握しうる⁽¹⁾。たとえば一九〇九年に各産業部門における五〇の最大規模の会社の殆んどは、すべて一九世紀末の一〇年間にその起源を有している(附表I)⁽²⁾。一八九〇年七月二日通称シャーマン反トラスト法の制定は、これへの連邦議会の対応的行動であった⁽³⁾。ビジネスの全国化が進行し、その小タウン的傾向が益々都市的、全国市場的、州際交流的なそれへと移行しつつ独占を強めて

附表1 50大企業一覧表
 (数字は1909年度資産額を基準にした規模の順位)

Consumers' Goods Companies

| <i>Agricultural Processing</i> | <i>Extractive</i> | <i>Manufacturing</i> |
|--------------------------------|---------------------------|----------------------|
| 3 . Am. Tobacco | 2 . Standard Oil | 4 . Int'l Harvester |
| 8 . Armour & Co. | 26 . Va.-Carolina Chem. | 10 . U. S. Rubber |
| 9 . American Sugar | 35 . American Agri. Chem. | 12 . Singer Mfg. Co. |
| 13 . Swift & Co. | | |
| 30 . Nat'l. Biscuit | | |
| 33 . Distillers' Securities | | |
| 50 . United Fruit | | |

Producers' Goods Companies

| <i>Agricultural Processing</i> | <i>Extractive</i> | <i>Manufacturing</i> |
|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 6 . Central Leather | 1 . U. S. Steel | 7 . Pullman |
| 18 . Corn Products Co. | 5 . Amalgamated (Anaconda) Copper | 15 . Gen. Elec. |
| 21 . Am. woolens | 11 . Am. Smelting & Refining | 16 . Am. Car & Foundry |
| | 14 . Pittsburgh Coal | 19 . Am. Can |
| | 17 . Colo. Fuel & Iron | 22 . Westinghouse |
| | 20 . Lackawanna | 24 . Dupont. |
| | 23 . Consolidation Coal | 29 . Am. Locomotive |
| | 25 . Republic Steel | 39 . Allis-Chalmers |
| | 27 . Int'l. Paper | 44 . Int. Steam Pump |
| | 28 . Bethlehem Steel | 46 . Western Electric |
| | 31 . Cambria Steel | |
| | 33 . Associated Oil | |
| | 34 . Calumet & Hecla | |
| | 37 . Crucible Steel | |
| | 38 . Lake Superior Corp. | |
| | 39 . U. S. Smelting & Ref. | |
| | 40 . United Copper | |
| | 41 . National Lead | |
| | 42 . Phelps Dodge | |
| | 43 . Lehigh Coal | |
| | 45 . Jones & Laughlin | |
| | 48 . Am. Writing Paper | |
| | 49 . Copper Range | |

上記大企業の創立はほとんどか1890年代である

出典: Alfred D. Chandler, Jr. "The Beginnings of 'Big Business' in American Industry," 43 *Business History Review* (1959), 30.

世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について

いったこの期、シャーマン反トラスト法適用第一号となったアメリカ精糖会社が砂糖トラストを完成させたのは正に同法制定の六か月後である、連邦政府がこのトラスト解体を求め連邦巡回裁に申立てを行なつた一八九二年五月二日は、これら砂糖会社間の買収がなされおわつた二か月後のことであつた。結局は連邦政府の敗北とシャーマン法の実効損失に終つたこの事件が、有名な通称ナイト事件である。それは同法に先立つ三年前に制定された州際通商法の効力が削がれた運命と全く軌を一にするものであつた。⁽⁴⁾

おおよその研究者は一九世紀末をアメリカにおける近代資本主義社会の台頭期として捉えることに異論を挟まないであろう。この理解の上になつて、スクラーは一つの重要な附け加えを行なつた。即ち近代資本主義社会にとつて契約と私有財産権は法の領域に属すること、従つてそこでは「市場」もしくは「ビジネス」とは「法律」と言うに他ならない。それゆゑ法律を理解するだけでは十全でないのは確かであるとしても、その作業を抜きにしてはこの期の理解はありえない。法律なき近代資本主義市場は、宗教を持たない教会と同じく殆んど存立不能である。裁判所は教会であり、法律は日常活動の

聖書正典であり、法学は即ち神学である。資本主義秩序の興隆、発展、安定は適切な法秩序の確保と相携えて進むものであり、その法秩序は如何に他の側面において異ならうとも、公けでの立法、公開された裁判、誰もが裁判手続きに接近しうること、間断ない訴訟の確保等によつて特長づけられる。この意味において法律と裁判の研究は必須でなければならぬ。⁽⁵⁾

右のように述べてスクラーは特定の経済組織の創出、進化或いは逆にその制限や挫折に當つては、法律が唯一ではないとしても重要な力を及ぼすとして憲政史的アプローチを採り、その基底的な正しさを示した。複雑な市場、経済組織は何らかの法体系なしには存在しえない。世紀転換期の公的・政治的・経済的諸問題は、如何にアメリカの法制度がこの新しい経済編成（トラスト、カルテル、寡占等）の出現に対応しなければならなかつたかを験された一つの時期を画した。彼のこのような捉え方には辛口の批判も一応の評価を与えた。⁽⁶⁾ただここで附け加えたいのは、法律、裁判の研究がどう政策、政治史の領域と関連づけられるかと言う点であり、さらにアメリカのような資本主義的「共和国」——より正しくはデュアル・フェデラリズム^{デュアル・フェデラリズム}——二元的連邦主義を採る国家において、どのような関連的

考察がなされるべきかである。このことを前提にナイト判決を辿ることとする。

ナイト事件の事実関係は次の如くである。アメリカ精糖会社は合衆国の砂糖会社の多数をすでに支配下においていたが、より完全な独占を計ってE・C・ナイト社および他三社の買収を試みた。この四社のみで砂糖の全国生産の三分の一に当る寡占が構成されるが、従前の業界支配状況をこれに付け加えると、政府側敗訴の判決を下した首席判事フラーでさえも、もしこの買収が成功すれば「およそ九五%の独占を許すことになる」と、その事実を認めている。連邦政府はこのような状況は取引きの制限を構成し、従つて斯る合コンベネンション同及び取引き制限を意図した共コンスピラシー謀はシャーマン反トラスト法に違反する⁽¹⁾と考へ、これら各社間の数多の協定を破棄し、このトラストの解体を求めた。連邦下級裁で、本件に関わる合同もしくはその共謀は「取引き」に関わるそれではなく「製造」に属するものとの理由で拒否されたため、合衆国が連邦最高裁に上訴したものである。ここにおいても「商業は製造に継起するものであるが、その一部ではない」、「連邦の規制権限は州際通商のみに限定される」ものであるゆえに、一州における「生産企業」の結合はシャー

マン法の枠外にあるとされ敗訴した。これによつてシャーマン法がその実効力を決定的に削がれたのは周知の事実である。なお判示は八対一の多数であり、少数意見はハーラン判事のみであった。⁽⁷⁾

ナイト判決に対する研究者の反応は、一般に最高裁批判的というよりも非難的色彩を有する。特に攻撃対象とされたのは、通商は製造の一部ではなくそれに継起するに過ぎないと判示した個所であつて、この行文が政府側には敗訴を、精糖業界の実に九〇%以上を支配下に収めたトラスト側に勝利を与えた。標準的な概説書は殆んど一様に次のような叙述でその非難ぶりを示している——
反動的で自由放任主義の風潮に浸つていた最高裁は、⁽⁹⁾
シャーマン法を「司法的に弱める発言」をなした、⁽¹⁰⁾或いは同法を「狭義に解釈」した、⁽¹¹⁾同法に「敵対的去勢」を行ない、⁽¹²⁾独占の合法化を生み、⁽¹³⁾まさにトラストに対し「自由の憲章」を与えた。⁽¹⁴⁾これらの評価はE・S・コーウィンの影響力ある著作を背景に、⁽¹⁵⁾主流を形成している。⁽¹⁶⁾
批判的態度では同一線上にあるものの、より広い視角を求めた憲政史家スウィツシャーは、この判決は当時全国的なコンセンサスを得ていた自由放任主義を背景にすれば同法の実効力を削ぐ方向を指さざるをえなかつたし、

その意味では必ずしも非論理的とはい言難く、これを単に“judicial function”と切り捨てず、世紀転換期に司法が「社会的圧力」を受けたことを軽々に非難すべきか否かも問う必要ありとした。たとえば一九六〇年代公民権運動の高まりが最高裁に一定の圧力を及ぼしはしなかつたかを考慮に入れれば、司法の偏愛は避け難いし、社会には常に或る種の圧力が存在するのはむしろ常態に属することに気づくであろう。言い慣らされた「司法ジュディシアル・セルフ・レストレイントの自制」が求められる一方、裁判官は社会的圧力から無縁たりえない。また時にはそれに超然たるべきではない、とするポールの主張が想起される。⁽¹⁸⁾また同判決を孤立的に視ることなく、まさに同じ年に下された所得税事件やデブス判決と併考すべきことも主張されねばならない。⁽¹⁹⁾司法の自制と中立性に触れながら一部弁護的に、また広角的考察を試みた場合でも、同判決は自由放任主義思想の下、資本と司法が結託し、後者が前者の「道具」となったとする解釈からは逃れ難い。

要するにシャーマン法の歴史を遡及的に考察する限り、連邦政府側敗訴の責めは最高裁の自由放任主義的、保守的傾向にのみ帰すべきではなく、原告たる行政府の拙い訴訟指揮もそれに与っているとの附言を除けば、⁽²¹⁾諸研究

の主流は最高裁非難であると括ることができ。本判決への批判は、最高裁自身が——時代の変遷とその要請が必然した側面があつたとしても——僅か一〇年という短い時幅において、類似の事件を扱いながらナイト判決とは「正ダクタメトリック・オポジション反対」の判決を下したその豹変ぶりにも求められる。⁽²²⁾

この砂糖トラスト判決の重要部分をいま少し論ずれば次の通りである。前述したように首席判事フラーは判決文を「二元的連邦主義」を掲げる合衆国体と、その上に唱導された「自由放任主義」の傾向とから説きおこした。「連邦の」通商規制権と（州の）警察権能の独立性及びその両者間の境界設定は極めて重要である。たとえばそれが如何に複雑であろうとも、このことは常に認識され且つ遵守されねばならない。その故は前者がユニオンの最も強い絆を提供する一方、後者は我が国の政治の二元的形態によって求められている諸州の自律性の維持にとって絶対的に必要だからである。視認される諸悪が如何に重大且つ緊急的にみえようとも、それを抑止せんとするに当り、疑わしい立憲主義に便宜的に頼ることによつて、より深刻な結果を招くような危険をおかすよりも、むしろそれらは忍恕される方がまだましと言ふべき

である」⁽²³⁾。

後に併せ考察するが、いま一つ重要な行文は次のように述べている。同じく冒頭部分でフラー判事は精糖業界に独占が実在することは容認した。しかしその独占はマニユファクチュア製造の独占であり、商業のそれではないとした。

「事物の製造を支配する権限は、疑いもなく或る意味においてその売却のコントロールに関わっている。しかしそれは第二義的であつて、第一義的なものではない。その権限の行使は……附随的且つ間接的である。販売は製造に継起するものであり商業の一部ではない」⁽²⁴⁾。フラーが言わんとするところは、製造の独占或いは他の形の生産から自らの利益を守る場合、人民は「州の警察権能」に期待するのが道理である。「連邦」が独占を規制しうるのは、その独占が「州際」の「商業」である時に限られる。それ以外のことを認めるのは、州内事象を規制する州に留保された権限に干渉するものであり、それは合衆国憲法に定められたアメリカ政治の連邦的構造を弱体化させるものである。

さらに製造における合同は州際通商を制限するかも知れない、しかしそのような制限は「如何に不可避的であり、その規模が如何に大であるとしても、間接的、結果で

世紀轉換期アメリカにおける独占の台頭について

ある」。シャーマン法は、この砂糖トラスの生産品が数州にまたがって売却されることを推定しているかも知れぬ。また該合同が州際通商に従事していると主張するかも知れないが、右の事由により連邦は申立てを行なう権限を有していない⁽²⁵⁾。これが最高裁は一方で州の権限を倭小化し、他方で連邦の介入権・規制権を排除することにより、州と連邦の権限を二つながら削いで、独占に対し横暴を許すような no man's land もしくは "Twilight Zone" を提供した、と攻撃を受けた行文である⁽²⁶⁾。或いは当時の法曹界の厳しい言葉を借りれば「一八九五年……の革命」であり、「法律家による統治」の始まりであつた⁽²⁷⁾。

ただ一人反対意見を活発に展開したハーラン判事の思想的背景と論旨は次の如くである。同僚のブラウン判事によれば「ハーランは強烈なフェデラリストであり、諸事件において人民の利益を考慮する側に立って、同僚のより保守的な意見にはしばしば少数意見を述べた」⁽²⁸⁾。ハーランはナシヨナリストとして知られるマーシャル首席判事のギボンズ対オグデン判決を再三引用した⁽²⁹⁾。周知のように同判決は州際通商に対する連邦議会の無条件・絶対的権限を支持した最初の判決であつた。それ故ハー

ランにとつて、この砂糖トラスト事件の最高裁判決はマーシャル・ドクトリンの破壊であり、連邦憲法の通商条項違反であった。連邦の権限は全国的問題を扱うに必要で十分な権限を持つよう意図されたものであり（合衆国憲法第一条第八節一八項——いわゆる「必要かつ適当条項」、「黙示的権限条項」、「共通作用条項」、「柔軟条項」、すべての州の人民に影響を与える取引の自由な流れに対し、非合法な抑制が実在するか否かを扱うのはまさに連邦権限に属する事柄であつて、州の規制に服するものではない。州に留保された権限はこのような全国的規制権の障碍物たりえない、なぜなら全国人民の意志こそが至高だからである。この砂糖トラスト判決は人民を「一州から他州へ輸送した挙句に購入される物品の価格を恣意的に支配する合同のなすがままにさらしている……私の判断では資本が合同を組む傍らで、中央政府が腕を拱ぬき不活性であらねばならぬような、無能な状況下に置かれるようには合衆国憲法は定めていない……資本の合同は単に一州に留まらず、全土に亘つて物品——特に生活必需品——の売買と、諸州間にまたがる通商の競争を破壊している」⁽³⁰⁾。

この判決は自由放任主義的保守主義にとっての大勝利

を意味した。長期的にみて、それは合同の影響に「間接的」と「直接的」という人工的範疇を与え、しかも企業活動の全国化というまさにその時代に連邦の通商規制権限を奪つたのである。約言すれば、あらゆる形の製造の企業合同がシャーマン法下の連邦干渉を免れて増大し続ける余地を提供した⁽³¹⁾。また同判決は州権論者に、仮のそして表層的な勝利を与えた。判事の配置関係は、この連邦の二元的性格に見合つて構成された。超保守派と目されるフラー、ブルーワ、フィールドに、穏健な保守派であり州権論者でもあつたシャイラスやホワイトが加わつた。穏健な保守派でありナシヨナリストであつたグレイ、ハーランを除けば、最も保守色の薄いブラウンも多数意見側についた。連邦政府の拙い裁判進行がそれに附加えをして、当時の保守派の圧力が十全に作動するような法技術論的抜け道を与えた⁽³²⁾。かくてこの事件は合衆国の国体と深く密着しながら、当時の保守主義的風潮、経済活動の全国化の傾向を背景に独占の形成に力をかけたのである。

当時の法曹界革新派の批判を以てこの節を括りたい。本判決を扱つた *American Law Register* の副編集長 A・ステュワートによれば、この判決は「故意に事実を無

視」し、合衆国憲法は「鑄鉄製のフレーム」ではなく状況の変化に適応するよう意図されたことを忘却した「狭義解釈」であつて、次のように断言できるとした。「もしこの判決が確立すれば、中央政府がこのような合同に抗して人民を保護する力を持たないことが真実となる。また州もこの合同に攻撃をかけ、それを覆没させるのに無力であることも事実となる。かかる場合においては政府は出来損ないであり、先見の明ある人達がすでに地平の彼方に視たおおいかかる暗雲、社会的・政治的革命〔の出現〕は早ければ早いほど良いのである」³³。

過ぐる一八九四年の労働騷擾によつて革新的態度を後退させていたS・D・トムプソンも、この独占擁護的判決に遭遇して革新へと再帰した。「最近の諸判決の覚え書」において、フラー判決は法律論からみて、その論理は「弱く、見かけ倒しの上、明らかに不健全」とこれを斬り捨てる一方、少数意見のハーランの主張は「強く明白で活力に溢れ、最大級の尊敬を受けるに値する」とこれを称えた。トムプソンの最高裁批判の白眉は、シャーマン反トラスト法は「連邦の第三院〔最高裁〕によつて遂に拒否され、その存在を消去された……このようにことが我が国の政治にあつて唯一つ、人民の選挙の洗礼を受

けることのない機関によつてなされたのである。この判決は合同の力と強欲に味方して下された判決の中で最も歎かましいそれであり、ダートマス大学判決以来最も大衆の権利に反したものである」、もしこの判決が確立すれば、ニューヨーク法曹家協会でデイロン判事が誇らかに述べた「アメリカでは社会主義は不用である、なぜなら我が国はすでに有害な行動を規制するに十分な権限を持つているから」との主張を悔いねばならない。アメリカ人は「必要とする物品すべてにおいてアメリカ市場を支配している独占の前に無援である……そのようなものが我が父祖たちが我々の爲に作った憲法だとされた。父祖たちは流血と困窮の七年間を通じて我々に政治的自由をかちとつてくれた……しかし今やその下で管理され、無援で、手足を縛られて産業的・商業的・奴隷制の前にひざまずくような憲法を与えてくれたと言わねばならない」、それは辛辣極まりない怒りであつた。³⁴ 以上のことから我々はシャーマン反トラスト法骨抜き過程において、最高裁は控えめであり独占を規制するのは司法ではなく、法制定行爲を通じての立法府の権限であると自認していた地点から、積極的に「独占または独占の企て」を判断するのは最高裁であると最上段に振りかぶる、

スロー・トランスフォーメーション
超 議 会 へと変身したことを知りつつ。

注

- (1) Martin J. Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890—1916. The Market, the Law, and Politics* (1988).
- (2) Alfred D. Chandler, Jr., "The Beginnings of 'Big Business' in American Industry," *43 Business History Review* (1959), pp. 30, 4.
- (3) 26 Stat. 209. c. 647. への制定意図と議会の動向等については種々書籍を参照。
- (4) Fisher, *op. cit.* pp. 365—383 ; Corwin, "Anti-Trust Acts," p. 355.
- (5) Sklar, *op. cit.*, pp. 86—89.
- (6) Peter C. Carstensen "Dubious Dichotomies and Blurred Vistas : The Corporate Reconstruction of American Capitalism," *17 Reviews in American History*. (Sept. 1989), pp. 409—410.
- (7) より詳細な一次資料はペンシルヴァニア東部地区連邦巡回裁きよの任命された連邦聴聞審理官 (Federal Examiner) が聴取した証言録である。U. S. v. E. C. Knight, "Transcript of Record." 二次的な論文、著作は枚挙にいとまがない。差野の次の二つをあげる。Mason et al., *op. cit.*, pp. 150, 226, 231—243, 496 ; Fisher, "Knight Case," pp. 365—383.
- (8) 156 U. S. 12.
- (9) Alfred H. Kelly and Winfred A. Harbison, *The American Constitution : Its Origins and Development* (1963), p. 559.
- (10) John A. Garraty, *The American Nation : A History of the United States* (1966), pp. 521, 614.
- (11) John W. Caughey and Ernest R. May, *A History of the United States* (1964), p. 385.
- (12) T. Harry Williams, Richard N. Current and Frank Freidel, *A History of the United States : Since 1865* (1965), p. 204.
- (13) John D. Hicks, George E. Mowry and Robert E. Burke, *The American Nation* (1965), p. 137.
- (14) Dumas Malone and Basil Rauch, *The New Nation, 1865—1917* (1960), p. 110.
- (15) Edward S. Corwin, *The Commerce Power Versus State Rights* (1936), p. 156.
- (16) 一瞥しよの次の諸著をあげるのを必要とする——Sidney Fine, *Laissez Faire and the General Welfare State : A Study of Conflict in American Thought, 1865—1901* (1956), p. 164 ; Oswald W. Knauft, *The Policy of the United States Towards Industrial Monopoly* (1914), p. 209 ; Fred Rodell, *Nine Men : A Political History of the Supreme Court from 1790 to 1955* (1955), p. 173 ; Clinton Rossiter, *Conservatism in America : The Thankless Persuasion* (1962), p. 244 ; Benjamin R. Twiss, *Lawyers and the Constitution : How Laissez Faire Came to the Supreme Court* (1942), pp. 212—213.

- (17) Carl B. Swisher, *American Constitutional Development* (1954), p. 430.
- (18) Arnold M. Paul, *Conservative Crisis and the Rule of Law: Attitudes of Bar and Bench, 1887—1895* (1976), pp. xiv—xvii. See also Herbert Wechsler, "Toward Neutral Principles in Constitutional Law," 73 *Harvard Law Review* (Nov. 1959); Arthur S. Miller and Ronald F. Howell, "The Myth of Neutrality in Constitutional Adjudication," 27 *University of Chicago Law Review* (1960), 661—695.
- (19) C. Herman Pritchett, *The American Constitution* (1968), p. 235. 拙稿「所得税事件と保守の勝利」山口大学「文学会誌」第三九号（一九八八年）、同「ギルデット・エイムンにおけるプルマン・ストライキについて」史学第五九巻一号（一九九〇年三月）。
- (20) Fisher, "Knight Case," p. 366; Freyer, "Federal Courts, Localism," pp. 344—347. 田中英夫「ニュー・プロセス」（一九八七年）一五五頁。
- (21) Fisher, "Knight Case," pp. 367—368, 369—370; Paul, *op. cit.*, pp. 16, 182; Hans B. Thorelli, *The Federal Antitrust Policy: Origination of an American Tradition* (1954), p. 599.
- (22) *Swift and Co. v. United States*, 196 U. S. 375 (1905); Fisher, "Knight Case," p. 368.
- (23) Corwin, "Anti-Trust Acts," p. 356.
- (24) 156 U. S. 12; Paul, *op. cit.*, pp. 179—180.
- (25) *Ibid.*, p. 17. 傍点引用者。
- (26) Edward S. Corwin, *The Twilight of the Supreme Court* (1934), ch. i; *do.*, *Commerce Power*, pp. 151—156, 189—209.
- (27) Seymour D. Thompson, "Government by Lawyers," *Proceedings of the Fifteenth Annual Session of the Texas Bar Association* (1896), 64—85; Ingersol, "The Revolution of 20th May, 1895," both quoted in Paul, *op. cit.*, pp. 222—223.
- (28) Loren P. Beth, "Justice Harlan and the Use of Dissent," 49 *American Political Science Review* (1955), 1085—1104; Paul, *op. cit.*, p. 180. See also T. F. Yarbrough, *John Marshal Harlan: Great Dissenter of the Warren Court* (1992).
- (29) *Gibbons v. Ogden*, 9 Wheaton 1 (1824); Mason et al., *op. cit.*, pp. 196, 144, 186, 187, 188, 237, 297.
- (30) 156 U. S. 43.
- (31) 拙稿「世紀転換期におけるアメリカ連邦主義と独占の形成」文化史学第四四号（一九八八年）。なお次もみよ Corwin, *Twilight*, ch. i; *do.*, *Commerce Power*, pp. 151—156, 189—209.
- (32) シヤクソン判事は病気のため表決には不参加。Allan Nevins, *Grover Cleveland: A Study in Courage* (1932), p. 671; Twiss, *op. cit.*, pp. 210—212; Paul, *op. cit.*, pp. 181—182. 上の配置図は以後ハーランを一つの極として、その対極としての保守派ホワイト判事との対称的陣営はおおむね次の如くなる。ハーラン側——D・J・ブルーワー、

H・B・ブラウン、R・W・ペッカム。首席判事フラーは時としてこの陣営に参加。ホワイト側——S・J・フィールド、G・シャイラス二世、H・グレイ。ホームズはしばしばこの側に加わる。

Sklar, *op. cit.*, note 44 at pp. 106—107.

(33) Ardenus Stewart, in 34 *American Law Register* (Feb. 1895), 89—90, quoted in Paul, *op. cit.*, pp. 182—183. 傍点引用者。

(34) Seymour D. Thompson, in 29 *American Law Review* (March—April, 1895), 293—306, quoted in *ibid.*, pp. 183—184. 傍点引用者。

(三) 半影部理論と法廷地漁り

この判決は今日でも支持されることは殆んどない。しかし申立ての当事者連邦法務長官R・オルニイはむしろこれを歓迎したふしがある。⁽¹⁾彼は二年の在職期間中、何ら新しい行動を示さなかったが、シャーマン法の効果を確認するためにテストケースとして最高裁に一つの事件を申立てた。それは刑事^{クリミナル・アクション}訴訟ではなく、エクイティ上の訴訟によつてなされた。本来は彼が積極的にリードすべき本件において、政府側は今日に至るまで不適切な事件を提出したこと、その準備書面^{ブリーフィング}も不完全であったことが批判されている。⁽²⁾しかし本件においてはシャーマン

法以外に適用すべきガイドがなく、また政府側にトラスト規制をなそうとした意図が無かったとまでは非難すべきではないであろう。法務長官オルニイの言辭はより詳しく解析されるべきであろう。シャーマン法に寄せられた期待の多くは破壊され、この判決は独占にくみするものとして、たとえばニューヨーク・ワールド紙は激しく攻撃した。しかしオルニイは驚かなかつた。彼は秘書官に書き送っている、「貴女はこのトラスト問題で、「連邦」政府が敗北したことを知るでありませう。私は常に良くない⁽³⁾と信じている法律の下では訴追しないという責任を負うものだと思つています——私が「シャーマン法を」悪法としてしていることは、ニューヨーク・ワールド紙にとつては大きな憤りではありません⁽³⁾が」。

この年、長官がJ・ハーモンに代わつてから環境は一変した。即ちハーモンは反トラスト法の施行強化を計るため、同法施行の助けとなるよう追加予算を充当し、以て連邦諸検事が本法をより効果的たらしめる努力を鼓吹すべきであると連邦議会に進言している。⁽⁴⁾この判決への非難の鋒先は連邦政府に留まらない。American Law Review⁽⁵⁾における一連の論文で、民主・ポピュリスト両党の支持を得たオレゴン州知事S・ペノイアは最高裁の姿

勢を「司法のオリガーク」による「篡奪」と性格づけ、J・マーシャルの「もつともらしい詭弁法」によって醸成された斯る司法の寡頭体制は連邦議会によって弾劾され、教訓を与えられるべきであると主張した。彼の意見にはすぐさま賛同の反応があつて、たとえばノースカロライナ州最高裁判事W・クラークの、全連邦判事は選挙によって選ばれ、且つその任期は一期に限るとする憲法修正提案で応えられた。クラークの過激な計画は実現しなかつたが、ナイト判決及び同年の他の二大判決でみせた最高裁の姿勢に対する攻撃は政府、言論界、法曹界すべてを含む一八九五—九六年の不満の強度と拡がりを見せている。⁽⁵⁾

内戦後、資本主義が急速に中小企業的な段階から大規模企業支配的段階に推移し、特に一八九〇—一九一六年の間に生じたそれは合衆国における資本主義の歴史的発展の中でも格段のものであつた。⁽⁶⁾世紀転換期の経済的変容は単にその分野のみに留まらず、広汎な全般的領域に及んだことは、少なくとも二人の史家の指摘に明らかである。W・ウイルソンは言う、「ビジネスの世界」は変化をとげた、そしてそれが「社会の世界と政治の世界を変化させた」、⁽⁷⁾「経済的諸条件の爪先きから頭のとっぺ

んまでの変化」に伴つて、「我が国の人々の生活構造の変化」もまた到来した。それゆえ現下の「巨大な経済的諸問題」はまた、「社会自体の構造及びその稼働そのものの諸問題である」。⁽⁷⁾R・ホフスタッターは言う、この期は企業すなわち独占が問題であつた、そしてこの問題において「問われているのはアメリカのビジネス及びアメリカ政体の全構造そのものに他ならない。誰がこの国をコントロールするのと言つたまさにその問題である」。⁽⁸⁾「経済は独占が支配した、国家機構の面においてはどの権力部門がコントロールしたか——結論を先取りすれば司法部門がそれであつた。ナイト判決をこの文脈において憲政史的に再把握する。」

世紀転換期のアメリカの主たる展開は、企業の全国化であつた。この変化における司法（連邦最高裁）の役割は通常、反トラスト又はトラスト規制に関わる諸判決という角度から考察されており、このアプローチの中心には最高裁が既得権益及びビッグ・ビジネスの擁護者であつたとする思考がある。⁽⁹⁾そのような焦点の置き方は疑いもなく有用であるが、附加すべきは地方利益対全国的企業、反トラスト法「制定」をめぐる州議会と連邦議会、中央政府対全国的トラスト間の相関関係と影響の及ぼし合い、

というより広い視野における全連邦司法制度（州裁、連邦下級裁、同最高裁）の作動状況である。換言すれば大転換期における諸政府対ビジネス関係と、連邦裁の役割論であろう。

内戦後、最高裁は合衆国憲法の中でも最も重要な条項の一つ、通商条項についてその解釈に相当な激変ぶりを示した。この条項は最高裁が一八七七年マン対イリノイ事件を経て、一八八六年には“history making”と形容されたウオバッシュ判決を下したこと⁽¹⁰⁾によって、さらに「全国的性格」を帯びることとなった。この点に全国的活動を前提とし目的とするトラストと、同条項を解釈すべき最高裁との結合点があるのだが、暫くの間はトラストの規制は「合衆国憲法の通商条項の下で連邦議会によつてそれはなされるべきである」とする理解が一般であつた。その理解の上に立つて、通商条項下に連邦議会はトラスト規制の最初の努力を結実させて州際通商法を制定し（一八八七年）、三年後再び同条項を用いて所与の目的を達する決意でシャーマン法を通過させた。ビジネス側は、この「大胆な連邦の努力」に対抗するため、同じ通商条項と、法の適正手続き条項（修正第五、同十⁽¹¹⁾四条）及び州籍の異なる条項（第三条第二節三項）を武

器に、敵対的ではない連邦権力すなわち連邦裁に依拠することとなった。T・A・フレアの指摘する如く、「全てのレヴェルの政府に不信感を抱く一方で、全国的ビジネスの指導者たちは連邦裁を彼らの利害に最も友好的な存在」とみたのである。⁽¹¹⁾

政府側敗訴の判決文を書いたフラー首席判事も、前記精糖会社による独占傾向は認められた。しかし彼にとつて本件の「基本的問題」はシャーマン法の下で斯る独占を規制しうるか否かであること——具体的には砂糖の「製造」と「取引」の間に差をたてること、或いは二元的連邦国家にあつて企業の州際的活動を規制する権限は連邦に属するか州の警察権能の管轄下にあるかの問題、即ち合衆国の国体そのものがより重大な関心事であつた。前者について判決文は次のように言う、「通商は製造に継起するものであつてその一部ではない」、「通商がそれによつてコントロールされるルールの枠内に入ってきた時」はじめてその独占は規制の対象となる。フラーはこのトラストの州際的影響を容認したが、そのような影響は製造の自然的結果であり、製造と通商との関係は「間接的」であるとした。そこには連邦の通商規制権が認められる余地は全く存在しえなかつた。⁽¹²⁾

このような通商と製造との間の境界線引きに並行して、連邦権限と州権威との間には「相互に排他的で画然たる領域が存在する」という主張——ポラックやフィッシャーに借言すれば逆関数機能説 (the inverse function thesis)⁽¹³⁾ が展開された。内戦以降、最高裁は一般に自由放任主義を許容していた。従って同判決を下す以前に、個人や法人への政府の干渉は少なければ少ない程合衆国にとつて善であるとする考えに傾いていた。そのためには連邦の権限も州の権威も二つながらに狭義に解さるべきであった。問題の通商条項にそれを適用するとすれば、一方で州際通商規制についてはこれを連邦議会の排他的権限であることを明確に確認し、州の警察権能は州際通商を「規制する」までにその守備範囲を越えてはならないと判示していた。最高裁の判断によれば、そのような州法はその事実自体によつて無効 (*ipso facto void*) であつた。このように固く州法の手を縛つた説が、活動と目的が合衆国全土に拡がることを前提にした独占的企業側有利に働いたのは当然である。先ずは州当局からの攻撃はこれによつて防止されるからである。

最高裁は一方、返す刀で連邦の権限にも制約を課した。先ずその効果の程はともかく、シャーマン反トラスト法

は通商条項の下で、大企業の横暴を規制しようとする連邦議会の権限と意志を表明したものと解されるべきである。そして連邦のこの権限と意志を制約するに當つて最高裁が発動したのは前述の州の主権論である。自由放任主義的論法を駆使して、最高裁はその判断により、連邦法も州法も同様に斬り捨てうる一つのフォーミュラを入手した。即ち州が合衆国憲法により留保された権限の行使としてビジネス規制的な法を通過させた時、そして最高裁が同州法が直接的に「州際」通商を侵害すると判断した場合には、かかる州法は州際通商に関する連邦議会の排他的権限に干渉するとの理由でこれを無効と宣することが出来る。逆に返す刀で、連邦議会の右の排他的権限を認めながら、その権限の行使としてトラスト規制的立法を制定した場合、その州際通商のプロセスの何らかの点で、それがローカルな範疇に属すると判断した時は、かかる連邦法は州に留保された権限に対する干渉との理由でこれを無効と宣しえた。そして「この種の論法の全体的結果は、全国的規模で組織されたビジネスの利益が時として「連邦からの又、州からの」全ての規制から免れる」という無人の地を現出させた⁽¹⁴⁾のである。

この no man's land, Twilight Zone ならぬ一人、

たとえばメイソン等の修辭によれば「半影部原理」が誕生した。⁽¹⁵⁾それは連邦・州両政府の権限を狭め、逆に司法の解釈を拡大する理論であった。合衆国憲法には明文はないが、明文で示されたルールの周辺に黙示のルールが存在することを認めるとするこの考えは、その後婦人の最低賃銀法、労働時間、詐欺的な公立学校における「隔離すれども平等」などに使用されて、一九六五年のグリズオールド対コネチカットにまで至っている。⁽¹⁶⁾世紀転換期の二元的連邦主義下にあつて、この半影部理論は、経済活動の規制には連邦も州の権威も及びえない無人の地をビジネスに提供して独占の形成に支援を与えた。このような foggy definition の好例がここに扱う砂糖トラスト判決であつて、本件はその意味でも採りあげられる十分な価値がある。

合衆国の連邦主義につき、一人の著名な首席判事は夫々に公的概念を後世に残した。即ち J・マーシャルは三十四年に巨りナシヨナリストとして最高裁を指揮した、R・B・トニーは二十八年間情熱的に州権擁護の方向に司法を導いた。二人の対称的な概念は後代の最高裁諸判事に対し、彼ら夫々の傾向もしくは時代のニーズの命ずるままにそのいずれかを適用することを可能にしてき

た。勿論この二つの連邦主義は常に対立的であつた訳ではなく、中央権限と州権とが共働可能である領域を存在させたし、「協同的連邦主義」が望ましくもあり必要でもあつた時代も確実に存在した。しかし少なくとも世紀転換期の司法部門は、中央政府の権限は原則として憲法に「列記されたる」もの、そして「明言的に」述べられていないものは州に保留されるとして両者を画然と分ち、その境界に半影部を創出し、以て独占を利した。

その利益を擁護される州際的企業は最高裁に依拠し、州人民・州内企業の利益を優先するような「偏向性」を持つ州裁判所での法廷闘争を避ければ良かった。この間の事情は、一八九五年オハイオ連邦巡回裁判事 W・H・タフトによつて間然することなく述べられている。同年アメリカ法曹協会を前にして彼は地方主義、地方裁、連邦裁、州際的企業四者間關係について「南部及び西部に投下した大企業の資本は東部及び国外において『所有』されている。それを『使用』する法人はしばしば投資がなされた州とは別の諸州において組織されている。そのような会社は、對抗する相手方に対し ダイヴァーシティ・オブ・シチズンシップ 州籍相違条項を根拠として、全ての訴訟を連邦裁に持ちこんでいる。その念頭には、地方的人口には会

社に対する深く根ざした先入観が投げかけられているとの想いがあるので、彼らがそうするのは驚くに当らない」と。かくて法廷地漁りが横行し、州法・州裁判決と最高裁判決との間に多くの抵触をみた。

注

- (1) 彼の親企業的傾向は同年の重大判決 *In re Debs* において、又その発端となったブルマン・ストライキにおいて如何に労働者側に敵対的であったかにもよくあらわれている。前掲拙稿「ギルデット・エイジにおけるブルマン・ストライキの経緯」参照。
- (2) Fisher, "Knight Case," pp. 369—370.
- (3) Olney to Miss Straw, January 22, 1895, quoted in Swisher, *op. cit.*, p. 430.
- (4) *Ibid.*
- (5) Paul, *op. cit.*, pp. 222—223.
- (6) Sklar, *op. cit.*, p. 3.
- (7) Woodrow Wilson, *The Public Papers of Woodrow Wilson*, eds., Ray S. Baker and William E. Dodd (4 vols., 1925, 1926), II, pp. 285, 250—251.
- (8) Richard Hofstadter, *The Age of Reform* (1955), p. 252; do., "What Happened to the Antitrust Movement," in Milton Handler, Harlan M. Blake, Robert Pitofsky, and Harvey J. Goldschmid, *Trade Regulation. Cases and Materials* (Univ. Case Book Series, Feb. 1990), pp. 9—12.
- (9) 本稿第一節注九—一〇参照。特に Chandler, Jr., "Be-

世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について

- arnings of 'Big Business,' が有用であるが次も参照のこと。 Samuel P. Hayes, *The Response to Industrialism, 1885—1914* (1957); Robert H. Wiebe, *The Search for Order, 1877—1920* (1967); Ida M. Tarbell, *The Nationalization of Business, 1878—1898* (1971).
- (10) 拙稿「合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項」史学第五八巻一号(一九八八年)。
- (11) Freyer, "Federal Courts, Localism, and the National Economy," p. 346; Edward C. Kirkland, *Dream and Thought in the Business Community, 1860—1900* (1956), p. 135; Charles W. McCurdy, "American Law and the Marketing Structure of the Large Corporation, 1875—1890," *38 Journal of Economic History* (1978), pp. 631—649. 傍註引用詳。
- (12) 156 U. S. 1, 12, 17; Corwin, "Anti-Trust Acts," pp. 357—358.
- (13) Louis H. Pollak, *The Constitution and the Supreme Court: A Documentary History* (1966), p. 311; Fisher, "Knight Case," p. 367. 5 4 4 4 "no man's land" として "Twilight Zone" の題名がある。この点については Thorelli, *op. cit.*, pp. 78—84. 及び前掲諸拙稿参照。
- (14) Edward S. Corwin, *Twilight of the Supreme Court* (1934), pp. 18—20, 34—35, 49.
- (15) Mason et al., *op. cit.*, pp. 496—497.
- (16) ハリスン・マンソンに関する判決。 *Griswold v. Connecticut*, 381 U. S. 479 (1965).

- (17) William H. Taft, "Criticism of the Federal Judiciary,"
29 *American Law Review* (1895), p. 651, quoted in
Freyer, "Federal Courts," pp. 344—345. なお本稿第一節
の注③④参照。

(四) 最高裁の法理と批判

前節でみたような事態に遭遇して、同法改革の声は西部、北西部、南部において多く聞かれた。「これらの事を見過し、自分の州のプライドが攻撃されていると感じない者は愛国心の諸要素を欠除した者である……連邦諸裁判所はその権限を奪われるべきである」。このような批判は最高裁の事実上の廃止を主張したアイオワの農業組織の論陣に比すれば、まだ穏健であつたとされる。⁽¹⁾このような悪評極まりないナイト判決にも、しかし先例がなかつた訳ではない。即ち内戦前に下されたスイフト対タイソン判決がそれである。⁽²⁾後日企業トラストを大いに利したこの判決の内容と影響は次の如くに要約されている。

田中英夫編「英米法辞典」(一九九一年)によれば、「爲替手形の引受けが詐欺に基づくものであつたという抗弁が、どの範囲の人に対抗できるかが問題となつた事

件。本件においてニューヨーク州法のもとでは既存の債務の弁済としてこの手形を取得した原告は、善意有償の第三者に当たらないとの被告の主張にも拘らず、合衆国最高裁は法律問題を一般法 (general law) と地方的性質の法 (local law) に分け、前者については連邦裁は州の判例法には拘束されないとし、独自の立場からニューヨーク州法とは反対に、被告は原告に対抗しえないとした。すなわち一七八五年の連邦の Judiciary Act (裁判所法)のもとで、連邦裁は異なる州の市民間の訴訟 (diversity case) において、ある州の法が準拠法となる時は、その州の制定法があればこれを適用するが、そうでなければ、州裁判所の発展させた判例法の準則ではなく、連邦裁判所の判例法の準則を適用できるとしたのである。この立場はその後、不当行爲を一般法とするところまで拡張され、連邦裁が州の判例法を適用するのはむしろ例外的となつた。商事法をはじめ統一の望ましい分野において、連邦の判例法を發展させ、州ごとに法が異なることに伴う不都合を解消しようとした判決の狙いは、かえつて異なつた連邦判例法と州判例法を生むことになり、原告が自分に有利な法の適用を求めて連邦裁あるいは州裁を選んで訴訟するという法廷地漁り (forum shopping) を

助長した。最高裁は一九三八年 *Erie R. R. v. Tompkins* に
よつてそれまでの判例を覆えし、連邦裁が独自の判例法
を形成することは許されないとした⁽¹⁾（八三五—八三六
頁）——ここにはナイト判決には直接ふれていないが、
合衆国が二元的連邦国家であること、トラストがこの判
決を州籍の異なる条項、一七八九年裁判所法を利（悪）
用して、より好意的な判決を得ることのできる連邦裁に
依拠した事情が汲みとれる。

そのことを当時ニューヨーク南部地区担当の合衆国巡
回裁判事として当の判決を下し、後日合衆国最高裁判事
に就任後も同じ論旨を再強調したストーリー判事によって
確認しよう。曰く、契約及びその他の商業的性格の
捺印証書^{インストルメント}については、その解釈は地方裁によるのではな
く一般的原理と商業法に基づいてなされることが望まれ
ており、「そのような訴訟^{サブジエクト}に関する地方裁の諸判決は
本法廷の管轄権に服属し、且つ本法廷において最も慎重
な尊敬をうけるであろう。地方裁の諸判決は、我が法廷
がそれによって拘束され支配されるような積極的判示も
しくは確定的権威^{コンクリート}を持つものではない⁽²⁾」。これがス
トリー自身また他の連邦裁諸判事がくり返し主張し、今
世紀半ば近くまで受けつがれた原理である。即ち商事法

もしくはコモン・ローの諸問題については、連邦裁はそ
のような行為が発生した州の裁判所の判決とは独立的に
判断できるとする法理であった。

このような論理は紛れもなく不条理であった。同じ地
域を夫々その管轄権下に収める二つの独立的でもあり協
同的でもある裁判所を有する制度が存在し、それらが
夫々に先例法理^{ステアリ・デサインス}を適用すれば、大幅に共同的権限を
持つているはずのこのシステムは、安定と確実に代つて
逆に無秩序と不確実をもたらすであろう。「いわゆる文
明社会と称せられる処にあつて、同一の事実を街路の片
側の裁判所が原告に有利に、むかい側の裁判所が被告有
利に判示したらどうなるであろうか……しかもこの問題
〔両判決の抵触〕を融和させる〔第三の〕⁽³⁾法廷を持たな
いが故に、それは永久に放置されるであろう⁽⁴⁾」。このよ
うな商事法の最も基本的な原理に関わる危惧が巨大商業
州ニューヨークにおいて実現した——即ちスイフト判決
がそれである。これ以後、時の経済活動を反映して流通
証券、爲替手形、融通手形等に関する同様のケースが主
として西部、北西部諸州において続発した。このことは
いずれも企業側が一八七五年法、州籍の異なる条項など
を根拠に、原告として連邦裁に訴訟を移送するだけで有

利な判決を得たことを示している。⁽⁵⁾

そのうち次の典型的な二例を紹介すれば十分であろう。一鉄道会社がアイオワ州において不動産の賃貸契約を結んだ。同州最高裁はその契約は同州法の下で有効とされ、且つ義務の履行は同州内でなされるべき旨の判決を下したが、連邦裁では逆転判決が下された。これに対して C・J・コールドウェルは次のような怒りと憂慮を表明した。「アメリカ法学のシステムの上で、最も深刻な汚点とは、それによって市民の権利と法的義務に関わる問題が異なった政府の裁判所で異なった判決が下されることである。しかもその判決がいずれも同じく拘束力を有し、最終審決であることである。我が国の法律のこのような不幸な状況は、我が国の二元的統治制度から結果されたものである。この制度は他の如何なる国にも存在せず、この点で「不幸な状況は」可能な限り最も狭い範囲に局限されるべきである。市民が異なった政府の裁判所の相対立する判決に拘束されるよう求められること以上に、市民の正義感や法の統一的で調和的な運用に反するものは他にない。かかる不適切なルールの作動下に、或る州裁での事件の判決が甲と判断されえ、同じ問題に関わる事件が同じ当事者に対し連邦裁では乙と判示される

ことがありうる……〔従つて有利な判決を求めて〕本件がアイオワ州最高裁判決の覆没をはかり、連邦巡回裁に移送される事態を招いたのである」。本来は次のようにあるべきなのだ、即ちマーシャル首席判事がかつて契約はどの法律によつて決せられるかを尋ねられた時、「契約がなされた州の法律によつてである。その州法により又その州法によつてのみ、それを判断することができ⁽⁶⁾る」。

このようなマーシャルの見解にも拘らず、現実にはコールドウェルの分析した通りであったから、同じ中西部に属するイリノイ州の別の鉄道会社の積荷^{ビルズ・オウ・レイディング}証券^{シーク}に関する事件でも同様の事態がおこつた。州境を越えて履行がなされる契約がイリノイ州においてなされたにも拘らず、これは地方法の問題ではなく連邦裁がそれに基づいて独自の判断をなすべき一般法の問題であるとの見解の下で、この鉄道会社は州裁を選ぶか連邦裁を選ぶかという有利な選択権を持ちえた。「州外籍企業は〔州籍の異なる条項を利用して〕二つの裁判所を選択⁽⁷⁾」できた。即ち同社は本件につき、州裁が有利な判決をすると確認した時には同州内で、然らざる時にはそれを連邦裁に移送することができたのである。州際的組織を前提的に所有

するトラストにとってこれは何よりの法理論であり、事実これが独占の成長を支援した。

事のこのような状態は単にトラスト支援的か否かの問題よりも、いま一つの、それより遙かに重大な問題——合衆国の政体そのものを深刻に問うた。それは「合衆国憲法の精神」に反し、州政府と中央政府との真の関係を損なうものである。それは個人の契約権に関する諸問題について、少なくとも司法部門においては、中央政府が州政府に対し無条件の優位に立つことを認めている。個人の「契約」の「自由」といったアメリカ法の基本的原理について全く相反する判決がなされた場合、その唯一の実際的な宥和策は、いずれかの裁判所が譲歩する以外にない。この期、明らかに連邦裁にはその姿勢のないことは前述した。従って調和を考えれば、そして市民の福祉に配慮するならば、州裁は連邦裁に譲らねばならぬとする強い圧力があつたか否かが考究されねばならない。強調すべきは、最高裁の本来の使命は「法を審査すること」であつて「法を制定する」ことではない。そしてこの期の司法は明らかに「悪しき司法審査」をなした。それは不可避免的反動ともいふべき「Thayer—Holmes—Hand—Frankfurter」と続く「司法の自主抑制」論を生んだ。

世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について

スイフト判決を先例として、その法原理を踏襲したこの砂糖トラスト判決の僅か三年後にセイヤーは *Harvard Law Review* において、司法審査は極度に抑制的たるべしと強調したが、この論文は単に学問的業績の面だけでなく、当時の論争に大いに寄与するものとして評価され認識された。同論文は後日、司法介入の批判者たちのソースともインスピレーションともなったが、それは如何にこの期の最高裁が強権を、しかもトラスト有利的に発動したかの証左である。⁸⁾

アメリカ政治のフレームワークの中にあつて、最高裁は明らかに「競技のルール」を監督する責を負う。しかしその「競技」に巻きこまれることは避けねばならない、そしてここにいう「競技」とは統治プロセスの中核に存在する政治的、経済的、社会的諸力の相互作用を指す。まさに「九〇年代の最高裁はこの陥穽を避け損なつた」のである。⁹⁾ その陥穽の好例の一つがナイト事件であつた。この期、最高裁の司法審査は右のように合衆国憲法の精神に反したのみならず、大きくは議会こそが国権の最高であるとする「アングロ・サクソン法の基本的原理にもとる」ものであつた。なぜなら裁判所が誤まつたとして、議会はそれを正すことができない。連邦裁がコミュニ

ニティにとつて有害な原理を確立したとして、連邦議会はそれを矯正しえない。なぜなら連邦議会は合衆国憲法に「列記された」事柄を除き、そのような権限を有していないからである。そして商業及びコモン・ローの諸問題がこの列記事項に含まれていないことは確かである。

連邦議会に与えられた権限条項を最大限に拡大解釈してみても、州際通商に関する事柄を除き、該機関はそのような権限を有しない。そして今や砂糖トラスト判決において、製造と通商を峻別した最高裁は連邦議会の権限を根底から削りとつた。しからば逆に連邦議会に全能の権限を持たせるべきか——然り、それが国権の最高機関であると論じない限り、最高裁は全てのレベルの議会に対して責任を負わないというアノマリーな制度を残してしまうからである。⁽¹⁰⁾ 本稿はそれを次のように単純な二つの問いにと分解を試みる。(1)州法と明白に分ちうる一般的商事法といった如きものが存在するか否か、(2)連邦裁が州の権威の領域を侵犯したとして、もしありとせば、州にはどのような救済策があるか。

砂糖トラスト判決において、州のそして連邦の権威も及ばぬ「真空地帯」を創出して独占を支援しながら、最高裁はこのような難問を合衆国政体論に残し押しつけた。

この判決の真の重さはここに在る。

注

- (1) Freyer, "Federal Courts, Localism," pp. 346—347.
- (2) *Swift v. Tyson*, 41 (16 Pet.) U. S. 1 (1842).
- (3) 149 U. S. 368, quoted in Mills, "Should Federal Courts Ignore State Laws?" p. 54.
- (4) Hornblower, "Conflict between Federal and State Decisions," pp. 222—223.
- (5) *Ibid.*, p. 224.
- (6) Elliott's Debates, 556, quoted in Mills, *op. cit.*, pp. 59—60.
- (7) *Michigan Central R. Co. v. Myrick*, 107 U. S. 102, quoted in *ibid.*, p. 60.
- (8) James B. Thayer, "The Origins and Scope of the American Doctrine of Constitutional Law," 7 *Harvard Law Review* (Oct. 1893), pp. 129—156.
- (9) Paul, *op. cit.*, p. xvi.
- (10) Hornblower, *op. cit.*, pp. 226, 228.

(五) おわりに

世紀転換期のアメリカに、各産業分野で巨大なトラストが出現した。このような産業発展の度合いがどれ程であったかは、カークランドのアメリカ経済史についての教科書が余すところなく述べている。「八〇年代末まで

に、結局のところ、世論は大企業は厳しく規制されるべきである、と殆んど異口同音に主張していた。もしルソーの「一般的意志」の作動の実例を示せというならば、この「規制」政策がそれに当る⁽¹⁾。

この巨大トラストの誕生、別言すれば合衆国における全国的・国民市場の形成については様々な解釈がなされてきた。従来一般に受容されてきたのは、ブラッチーの説であった。即ちもし合衆国を「お互いに関税障壁で隔離しあったヨーロッパのように、より小さな多くの市場に分割していたならば、大規模生産の可能性は……恐らく削減されていたであろう」、「合衆国憲法の採択によって可能ならしめられた〔経済〕成長にとつての数ある貢献の中で、恐らく最も基本的なものは、それ〔合衆国憲法〕が全国市場のための基盤を与えたことにある⁽²⁾」。この行文は、合衆国憲法は政治的には州の警察権能を弘く認めるが、経済的には州際関税のような州壁を認めなかったことが、経済発展の最大因の一つであったと言っている。

しかし確かにヨーロッパ諸国間のような国（州）際関税は存在しなかったものの、諸州政府は営業認可法や食品調査法など様々な手段を通じて、より微妙な方法で州

内産業保護策を案出し、諸州間の自由交流を妨げる大きな障壁を残した。我々は世紀転換期を考察するにあたり、州権論・州の警察権能が未だ十分に苗保されていて、それがアメリカの市場構造に大きく影響していた事実に注目する必要がある。従つてむしろその視点からは、州際企業活動をなすトラストが数多くの訴訟を連邦裁に提訴したのは、それを阻む州壁が如何に高かったかの反証でもある。このことは前述のブラッチー説の再検討を求め、主張を喚起する。別言すれば、巨大トラストは従前の通説とは異なり国民市場の存在を前提しその上に立つて展開した⁽³⁾、というよりもトラストが自らの努力によつて州壁を掘り崩し全国市場を形成していった。そしてその際にトラスト側が採つた戦術が連邦裁に依拠した数多くの「法廷闘争」であり、その嵐の中に本来ゲームに参入してはならない連邦司法部門が、その激しさの故に捲きこまれていった。

全国市場が前提的に存在したか、トラストの努力がそれを生んだかは別の機会に詳論することとし、ここでは次の四点を基盤に論を進めてきた。(1)内戦後のアメリカ市場構造の変化が革命的様相を帯びつつあったこと、そしてそれに資したのは新しいテクノロジーの発展、鉄道

を中心とした運輸ネットワークの形成と統合、製造業者と商業銀行との新しい提携、内戦後の国家財政上の新機軸の台頭など、(2)通説にいう内戦後の州権論の減衰説は過多の主張であつて、各州はライヴアル州または州外の企業活動から州内産業を保護するためその主権を十分に使用して、州権論は未だ健在であつたこと、(3)但しそのような州主権は依然として内戦前のように州対連邦という対立関係を残存させながらも(合衆国が二元的連邦国家であり続ける限りこの問題は半永久的に解消しない)、内戦後は州対トラスト(州際大企業)関係がより前面に押し出されてきたこと、(4)その対立関係は具体的に州内産業保護的な州裁と、全国的視座を保とうとする連邦裁との司法衝突を呼び、それがトラスト側の「法廷地漁り」を生ぜしめたこと、等である。⁽⁴⁾

砂糖トラスト判決において、首席判事フラーは一方で明確に州の警察権能を認め、他方で州際通商規制は排他的に連邦議会の権限であることを確認し、かくてこの両者の境界領域に相交わることのない真空地帯(no man's land, twilight zone, penumbra——どう呼ばれてもよい)を生みだし、そこに独占に安住の地を提供した。しかしフラー判事にとってそれは二元的連邦国家の国体維持と

いう、より高次な価値を守るため甘受されるべき代償であつた。再録する、「(連邦政府の)通商権と(州政府の)警察権能の独立性、及びその両者間の境界設定は極めて重大である。それは時として如何に困惑的であつても常に認識され且つ遵守されるべきである。なぜなら一者はユニオンの最強の絆を提供するものであり、他者は我が国の二元的統治によって求められている諸州の自律性の維持にとって必須のものだからである。視認される諸悪は、それらが如何に重大且つ緊急的にみえようと、それらを抑圧せんと試みるに当り、甚だ疑わしい合憲性に便宜的に頼ることによつて、より深刻な結果をみるよりはむしろ「それらが」忍恕される方が良い⁽⁵⁾」。

両権限間の厳しい線引きに加え、最高裁は本件においていま一つの線引き作業を行なつた。即ち製造と通商の間に差をたてることであつた。(1)製造は常に地方的であり、従つてその規制は州の専管事項である、(2)州際通商は商品が「もとの州から目的地へと向かう最終的な動きをえて初めて始まる」、(3)製品の販売は単に製造の附随事にすぎず「通商という作業を演じうる」ことはあつても、それは「附随的に」影響力を發揮するにすぎない、それ故(4)そのような影響力は「たとえそれが不可避的で

あり、その規模がいかにほどであれ、「あらゆる形態における」製造の合同の影響は「間接的」である。フラーによれば、製造の独占は販売力の独占を意味しない、従つてそれは連邦議会の権限の枠外にあつた。この法理はこれに先立つ一八八八年に製造の一形態である「採鉱は地方的であり、その地方的性格は本来的」であつて、採鉱というビジネスがたとえ州際通商と緊密なつながりを持つ時でさえ、その地方的性格は終始一貫するとして連邦権限を排除した事件と、州の権限を封じこめた所謂「商人」諸事件を基底においている。まさに法律論が独り歩きをしたのであつて、コーウインによれば「Formula alone is to rule」の状態が作出された。⁽⁸⁾

砂糖トラスト判決の法理は、多くの批判と攻撃を受けながら今世紀初頭まで独占有利に作用し続けた。しかし世紀交代期以降、大規模産業のますますの成長が製造と商業との相互関係の認識を深めさせ、商業を規制する権限は製造にも及ばねばならないとの意識を生んでいった。また商業を実効的に規制する問題は独り商業自体のみならず、国家全体にとって善でなければならぬこと、独占の規制はその一分節の矯正では解決されぬことが認識されるようになった。一九〇五年T・ローズヴェルト大統領

領は同年十二月の教書において独占問題を取りあげ、その規制は何処によつて、如何になさるべきかを訴えた。

「我が合衆国憲法の制定者たちは、州際通商の規制は中央政府の権限内にあらねばならぬと特に定めた」、法人組織という形をとる大企業の巨大な発展を眼前にして「経験はこれら巨大法人に対する適切な規制や監督を州の行爲で行なおうと努めても無駄であることを決定的に示している」。従つてそれは連邦政府が担わねばならぬが、然らばどのような手続きでなさるべきか？「我々の一貫した狙いは、用心深く且つ慎重に遂行されねばならないが、立法することによつて連邦政府の主権を積極的に主張し、目的の貫徹を断固として果たさねばならぬ⁽⁹⁾」。かくて連邦は大きな抵抗と反対に会いながら、幾つかの委員会の設置と法の制定に踏み出していった。

右の行政府に対し、最高裁も徐々に製造行爲とその完成品が究極的には消費者の手に入るといった事象の一体性と継続性を認識し始めた。砂糖トラスト判決における製造と商業の区別は、その意図は問わず最高裁が大規模産業は州際市場を目ざしての製造行爲を意図しているという認識を拒否したものであつた。一九二二年首席判事タフトが前年に制定されたPackers and Stockyards Act

を支持して、⁽¹⁰⁾ 有名な「商業の流れ」⁽¹¹⁾ 論を展開した。即ちスタッフオード対ウォレス事件において、西部及び南西部の牧場や農場から巨大な家畜収容所や屠殺センターに集められ、そこを通じ家畜のまま或いは肉加工品の形をとって中西部及び東部の消費都市にと至る商品の流れを考えれば、「家畜収容所は単なる休息地或いは最終目的地ではない」、そこは通商行爲が「そこを通過して流れる咽喉もとであるにすぎない」。そしてそこでの販売は単なる地方的取引ではない。「その業務は流れを停止させない」、⁽¹²⁾ それとは全く逆に取引きの「連続性にとつて不可欠である」。ここにナイト判決の法理は大きく崩された。同様の論旨がこの同じ首席判事によつて Grain Future Act を支持しながら、⁽¹³⁾ 取引き局対オルセン事件において述べられた。⁽¹⁴⁾ ナイト判決の法理は、今世紀に入つてようやく現実という試験によつて存立基盤を失うことになった。大法人組織は連邦の規制にさらされることになったのである。⁽¹⁵⁾

注

- (1) Edward C. Kirkland, *A History of American Economic Life* (1939), p. 566; Paul, *op. cit.*, p. 2. See also Thorelli, *op. cit.*, chs. III and IV.
- (2) Stuart Bruchy, *The Roots of American Economic Growth*,

1607—1861 (1965), pp. 96—97.

(3) Chandler, Jr., "Beginnings of 'Big Business,'" pp. 1—31.

(4) この司法間の抵触について本稿では "forum shopping" を考察したが "abstention doctrine" (裁判権行使) 回避の法理には触れなかった。なお後者の起源については次をみよ。Ronald D. Rotunda, John E. Nowak, and J. Nelson Young, *Treaties on Constitutional Law. Substance and Procedure* (3 vols. 1986), I, p. 161.

(5) 156 U. S. 11—13; Corwin, *Commerce Power*, pp. 154—155; do., "Anti-Trust Acts," p. 356.

(6) *Kidd v. Pearson*, 128 U. S. 1 (1888); Corwin, *Commerce Power*, p. 192.

(7) *Robbins v. Shelby Taxing District*, 120 U. S. 489 (1887); Corwin, "Anti-Trust Acts," p. 357.

(8) Corwin, *Commerce Power*, p. 193.

(9) James D. Richardson (ed.), *Messages and Papers of the Presidents*, xi, pp. 1132—1133.

(10) 42 Stat. 159 (1921) c. 64.

(11) *Stafford v. Wallace*, 258 U. S. 495 (1922); Mason et al., *op. cit.*, pp. 227, 228, 253—254.

(12) 258 U. S. 514—516.

(13) 42 Stat. 998 (1922) c. 369.

(14) 262 U. S. 1 (1923); Corwin, *Commerce Power*, pp. 197—199; do., "Anti-Trust Acts," pp. 359—360.

(15) 勿論、独占の抵抗とそれを支援する勢力と然らざる勢

力との間のダイナミックな闘争は継起して止むことはないが、それについては連邦議会の動向を中心に別稿を用意している。

世紀転換期アメリカにおける独占の台頭について